西村あさひ法律事務所

タイにおいて個人情報漏洩等が発生した場合の通知義務の概要

アジア/個人情報保護・データ保護規制ニューズレター　2023 年 4 月 19 日号

執筆者:
E-mail 村田 知信　　E-mail 田中 栄里花

タイでは、2022 年 6 月 1 日に個人情報保護法(以下「PDPA」という。)が全面施行され、2022 年 12 月 15 日には、個人情報保護委員会(以下「PDPC」という。)により、データブリーチの通知義務に関する通知(以下「本件通知」という。)が発行された。これらの法令には、事業者がタイで取得した個人情報を漏洩等した場合(データブリーチが発生した場合)に、PDPC や個人情報によって特定される本人(以下「データ主体」という。)に対して通知義務を負う旨が定められている。

具体的には、PDPA 第 37 条第 4 項において、データ管理者は、データブリーチが発生した場合、データ主体の権利・自由にリスクを及ぼさないであろう場合を除き、不当な遅滞なく、可能な場合には気付いてから 72 時間以内に、PDPC に対して通知しなければならず、また、データ主体の権利・自由に高いリスクを及ぼすおそれがある場合にはデータ主体に対して遅滞なくデータブリーチの事実と救済手段を通知する必要があるとされている。

したがって、タイでデータブリーチが発生すると事業者は多くの場合にPDPCへの通知義務を負うことになり、PDPCは既にデータブリーチの通知を受け付けている。現時点では上記通知義務を怠ったことにより PDPC から制裁金等を科された執行例は存在しないが、今後そのようなリスクが現実化してくると思われるため、タイで事業を展開する日系企業は留意する必要がある。

本稿では、本件通知に定められた上記通知義務に関するガイドラインの概要を紹介する。

1. データブリーチの定義

本件通知において、データブリーチは「意図的な行為、故意、過失、無権限又は違法行為、コンピュータ犯罪、サイバー脅威、過失、事故、その他の理由を問わず、権限ない個人情報の喪失、アクセス、使用、変更、改ざん、開示をもたらすセキュリティ対策違反」と定義されている。

当該定義に照らすと、サイバー攻撃等により個人データの漏洩等が生じた場合に加えて、人為的ミスにより外部に電子メールを送信してしまった場合や、個人データを保存した USB 等の記録媒体を紛失してしまった場合等も、事業者に PDPC やデータ主体への通知義務が発生し得ることになる。

2. PDPC への通知義務

本件通知は、データ管理者が、データブリーチの発生又は発生のおそれを認識した場合、事実確認を行ったうえで、データブリーチの発生に関する情報の信ぴょう性を検証し、かつデータブリーチの事実確認や危険度を初期的に調査する義務を負う旨定めている。
その結果、データブリーチの発生が確認された場合、データ管理者は、データ主体の権利・自由にリスクを及ぼさないであろう場合を除き、遅滞なく、72 時間以内に当該データブリーチの発生に関する以下の事項を PDPC の事務局に通知する必要があるとされている。

(i) データブリーチの性質と種類に関する情報
(ii) データ保護責任者(DPO)又はデータ管理者が指定した連絡窓口の連絡先情報

Ⓒ Nishimura & Asahi 2023

(iii) データブリーチによる潜在的な影響に関する情報
(iv) データ管理者が当該データブリーチを是正するため、または当該インシデントを改善するために講じた、又は講じる予定の措置に関する情報

通知方法としては、書面又は電子的方法、その他 PDPC が定める方法によるとされている。現時点では PDPC のメールアドレス宛てにメールで報告する方法が採られているようだが、将来的に日本の個人情報保護委員会が設置しているようなオンラインの報告フォーマットで報告が受け付けられる可能性もある。

なお、PDPA の法令条文上は、上記の PDPC への通知義務の期限は、「不当な遅滞なく、可能な場合には気付いてから 72 時間以内」と規定されており、72 時間以内という時間制限は努力義務とされていた。しかし、本件通知では、原則として発覚から 72 時間以内に PDPC に報告する義務を負うとされているため、留意が必要である。

もっとも、本件通知は、同時に、かかる時間内での通知ができない場合であっても、データ管理者は、データブリーチの事実を認識してから 15 日以内に、PDPC に対して当該遅延の理由と必要性を示す関連情報を提示して義務免除(期限延期)の申請を行うことができると定めている。

実際にデータブリーチが発生した場合、72 時間以内に報告を行うことが難しいことは多いため、当該規定は実務上重要だと言える。実務的には、データブリーチが発覚した場合可能な限り早期にまず初期的報告を行い、当該報告の中で義務免除(期限延期)の申請を行うことが多いと思われる。

3. データ主体への通知義務

本件通知は、データブリーチがデータ主体の権利・自由に高いリスクを及ぼすおそれがある場合、データ管理者は、上記の PDPC への通知に加えて、影響を受けるデータ主体に対して、遅滞なく以下の事項を通知する必要がある旨定めている。

(i) データブリーチの性質と種類に関する情報
(ii) データ保護責任者(DPO)又はデータ管理者が指定した連絡窓口の連絡先情報
(iii) データブリーチによる潜在的な影響に関する情報
(iv) データ主体に生じた損害に対する救済措置、及びデータ主体に対するさらなる損害を防止するための措置に関する勧告を含む、データ管理者が当該データブリーチを防止、抑制又は是正するために講じた又は講じる予定の措置に関する情報

通知方法としては、原則としてデータ主体に対して個別に書面又は電子的方法で行うとされている。もっとも、データ管理者がデータ主体に対して個別に通知を行うことができない場合(データ主体の連絡先情報が不明な場合等)、データ管理者は、公共メディアや SNS、その他侵害を受けたデータ主体又は公衆がアクセス可能な方法により、集団又は一般に対する通知(公表)を行うことができるとされている。

4. 通知義務が免除される場合

上記で述べたとおり、PDPC への通知義務はデータ主体の権利・自由にリスクを及ぼさないであろう場合は免除され、データ主体への通知義務はデータ主体の権利・自由に高いリスクを及ぼすおそれがない場合は免除される。そのため、これらの通知義務の有無を判断する際には、当該リスクの評価を行う必要がある。

この点、本件通知では、データブリーチが個人の権利・自由に影響を及ぼす危険性があるかどうかのリスク評価について、データブリーチの性質及び種類、関連する個人情報の性質及び種類、侵害を受けた個人データの量、影響を受けるデータ主体の性質(未成年者や障がい者等の脆弱な立場にあるか等)等を考慮要素として列挙している。もっとも、日本の個人情報保護法に基づくデータブリーチ通知義務とは異なり、影響を受けるデータ主体の人数について具対的な数で一定の基準は設けられていない。

また、PDPC から当該リスク評価に関するガイドラインが発行されており、当該ガイドラインにおいては、様々なデータブリーチの

Ⓒ Nishimura & Asahi 2023

事例毎に PDPC 及びデータ主体への通知義務の有無を判断した事例集が掲載されているため、リスク評価の際に参考になると思われる。

当該事例集では、例えば、医療情報の漏洩事案やサイバー攻撃による E コマースサイトにおける購買履歴等の漏洩事案において PDPC 及びデータ主体の双方に対して通知が必要とされている他、ダイレクトマーケティングメールを 100 人に送信する際に手違いで全員のメールアドレスが Cc に入れられてしまった事案においても、暗号化されている等の事情がなければ、PDPC 及びデータ主体への通知が必要となり得るとされている。最後のメール誤送信事案については、日本の個人情報保護法の下では通知が不要と判断される可能性が高い事案であることから、PDPA に基づくデータブリーチ通知義務は日本よりも厳しく判断されると言い得るため、留意が必要である。

なお、上記の事例集は網羅的なものではなく、あくまで判断の例を示した資料に過ぎないため、実際のリスク評価はケースバイケースで行う必要がある。PDPC への通知義務が免除されるためには、データブリーチがデータ主体の権利・自由にリスクを及ぼさないことをデータ管理者が立証可能である必要があるため、通知義務の有無を判断する際には、個人情報保護の実務に詳しいタイ法弁護士にリスク評価を依頼してその結果を社内資料として保存しておくことが望ましいと思われる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所　広報室　E-mail

Ⓒ Nishimura & Asahi 2023